

35. リカードにおける林業地代について

九大農学部 塚 正 紘

1. 資本主義社会において、木材は原生林伐採、すなわち採取的林業生産にその多くを依存している。いうまでもなく採取的林業は土地産業の一形態である。したがってそこには何等かの地代の成立が認められる筈である。ところがそこでの地代が「土地の有機的生産力」、リカードによれば「土壤の本源的不可減的力」に基盤を置かないためいくつかの混乱を生じさせた。

リカードは、優れた地代論を著したにもかかわらず、この採取的林業地代について重大な（幼稚ともいえる）誤りを犯した一人である。しかしそれは彼自身の地代論を正しく適用することによって解決されるであろう。それだけでなく彼の見解は、二形態林業の地代の統一的理解に一定の示唆を与えるであろう。

2. リカードはスミスの「ノールウェイ……の森林は、その国内にはみいだせなかった市場を大ブリテン……にみいだし、それによってその所有者たちに多少とも地代をあたえている」を「経済学及び課税の原理」において批判する。「茲に謂ふところの地代を支払ふものは、そのとき地上に立てる有価貨物に対して之を支払ったのである。」「若しも木材の伐採し去られた後、……木材……を栽培するの目的を以て、土地の使用に対し、何等かの報償が地主に支払はれたとすれば、……之を地代と称しても差支はない。併し、アダム・スミスが述べた場合に於ては、木材を採伐、売却するの自由に対して支払」ったにすぎないと。彼はこれと同じように、炭坑や石坑に対する報償についても「其処から採掘し得られるべき石炭または石材の価値に」支払われたものとしている。すなわちリカードは原生林伐採に際しての報償関係を地代の収受関係としてではなく、価値交換の関係であるといい、その根拠

に、それが「土壤の本源的不可減的力」の使用ではないことを挙げるるのである。上のリカードの言葉はそのまま受け入ることの出来るものではない。それは原生林木が価値物であるとは思えないからである。では原生林伐採に際しての報償関係はどのように考えられるべきだろうか。リカード自身の叙述によって検討していこう。

3. リカードは社会発達の初期には諸貨物の交換価値を定める規則が「殆ど専ら、その各々に費された比較的労働量によって左右される」と述べた後、いろいろの条件を検討して貨物の価値の基本的要素が投下労働量の大小であることを実証した。また別のところで、金属は自然が産出するものではあるが、「これを大地の腹中より採掘し、……吾々の用を為すものたらしめるのは、人間の労働である」とも述べる。自然物としての鉱物資源はリカードによっても価値物たり得ない。したがって自然物として存在する原生林に価値を認めるることは出来ないのである。

リカードはまた「鉱山も土地と同じく、その所有者に地代を支払ふを常とする」という。「鉱山には品質様々なるものがあって、同一量の労働を以てして生ずる結果は、極めて異なる」からである。そして、最貧鉱以上に他の諸鉱山が産出するとき、その差額は「必ず悉く地代としてその所有者に支払はれ」その原理は土地の地代の場合と全く同一だという。この原理の全容を述べる必要はあるまい。地代を「常に二つの等量の資本労働を投下することによって収めらるる収穫の差額」であるとしていることを示すだけで十分であろう。したがって原生林においても、その存在状態の不均質によって、等量の資本労働による産出額に差が生じるとすれば、それが地代に転化することはリカードによっても真理なのである。ノールウェイの森林が生

-
- (1) アダム・スミス、大内兵衛外訳、岩波文庫版、「諸国民の富」(2)、P.45。
 - (2) デヴィド・リカード、小泉信三訳、岩波文庫版、上、下巻。
 - (3)、(4)、(5) 同上、上巻 P.57。
 - (6) 同上、上巻 P.15。
 - (7)、(8)、(9)、同上、上巻 P.76。
 - (10) 同上、上巻 P.77。
 - (11) 同上、上巻、P.61。

産の場に組み込まれ、それらの間あるいは他地域との生産力の相異によって地代が成立したことは明らかである。

4. リカードは育成的林業に地代が成立することをすでに認めている。そして今、採取的林業での地代の成立を認めた。残された課題はこれら二形態林業のもとにおいて林業地代を如何に理解するかである。

その鍵はリカード自身が持っている。それは「同一面積の土地に同一量の資本」ではなく、単に「同一資本量」（リカードは資本労働という極めて不明確な語を用いてはいるが）間の利潤額の固定的な相異を地代発生の根底に置いている点である。このことを発展させ具体的に林業の場に適用する余裕はないが、半田教授の見解は示唆に富むものである。

36. 協業経営体としての生産森林組合の研究（第3報）

—素材生産まで行なう組合の事例から—

九大農学部 塩 谷 勉
○笠 原 義 人

1. はじめに

現実の多くの生産森林組合（以下単に生産組合という）は旧部落共同体の団体的管理の本質を根強く残している。従って林業基本法など現在の林業政策において理念的に考えられている生産組合の姿との間には、大きなギャップがあるよう思える。

その生産組合の問題について、私達は昨年來調査研究を進めてきた。第1報では組合員の階層分化が進むにつれて、旧部落有林野である組合有林も漸次部落そのものから分離し、林業の経営体として運営されていくための基盤が整えられつつある事例を見た。第2報では、林業における協業を理論的に考察した結果、育林過程のみの協業では十分とは考えられず、生産性向上のための技術の専門化、資本設備の高度化が行われ易い採取過程を含めた協業でなければならないという結論を得た。そこで現実の生産組合が採取過程を行なう協業経営体として発展する可能性があるのか、またそのための条件は何かを、三つの事例から検討して見ようと思う。なお、全国の生産組合で多少なりとも昭和38年度に素材生産を行なったのは全生産組合の6%にあたる30組合だけであるが（林野庁林政部森林組合課：昭和38年度森林組合統計）、昭和40年夏に調査した以下の3組合は、近畿以西では素材生産量の多かったところである。

2. 事例 A（京都府下のJ生産組合）

この組合の素材生産量は昭和38年6,559石、昭和39年5,443石である。伐木造材過程まで組合員が行ない、集運材過程は専門技術者（業者）に請負わせ、組合は土場で業者に素材を販売する。素材生産をしているものの、多くの組合員は山仕事に不慣れで、伐木造材が1日1人2石程度と能率が悪い。また造材の寸法を誤まつたりしてロスが多く、特に初年度はそんなことが著しかった。

組合が素材生産を行なうのは、組合員の自発的な要求からではなく、むしろ人為的、外発的な要因がその理由となっている。それでも当初は余剰労働力を地区内で賃金収入に転化するという利点があったが、労働力の都市流出が顕著になるにつれて立木壳（昭和40年には1,500石）が行なわれ、今後は全部立木壳になることが予想される。

3. 事例 B（京都府下のK生産組合）

組合員総出による素材生産量（間伐木の伐木造材）は昭和38年526石、39年150石である。その他昭和39年には組合員である農協青年部の5名が雑木の伐木造材及び針葉樹材の集運材625石を請負っている。生産物をより有利に販売するため立木壳はせず、組合員にできる仕事はするということで、間伐木の伐木造材を行